

北のくらし

きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- 非常時の備えは 2、3
万全ですか？
- ご注意！
震災便乗商法、義援金詐欺 ... 4
- 被災者の相談窓口 4
- 5月は消費者月間 4
- 強引に買わされた布団の解約 ... 5
- 商品テスト部の 6、7
新しい機器
- くらしのセミナー等案内 8



お地藏さん

ある街角で見かけたお地藏さん。三体とも柔和な雰囲気で見ると見る者の心を和らげてくれる。このお地藏さんを大切にしている町内の人たちの心遣いに頭が下がる。

(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟

TEL (011) 221-0110

FAX (011) 221-4210

<http://www.do-syouchi-c.jp/>

NO. 67 5月号

非常時の備えは 万全ですか？



甚大な被害をもたらした東日本大震災。「備えあれば憂いなし」と言いますが、あれほどの被害を目の当たりにすると、一体何をどれだけ備えれば安心なのかと心細くなります。この機会に地震保険への加入を検討するとともに、非常持ち出し品を用意しておきましょう。また、各市町村は、被害の予想範囲や程度、避難経路などを示したハザードマップ(防災マップ)を作成・配布しています。ハザードマップをご覧になりたい場合は、居住する市町村へお問い合わせください。

お見舞い申し上げます

このたびの東日本大震災で亡くなられた方たちのご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々へお悔やみ申し上げます。被災された皆さま方のご心中、ご苦勞をお察し申し上げます、心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の1日も早い復興を願っております。

地震による火災は地震保険で補償

火災保険に入っているからといって安心していませんか？実は地震による火災は、火災保険では補償されません。地震に備えるためには、地震保険に入る必要があります。地震保険について社団法人日本損害保険協会北海道支部に伺いました。

では、地震、噴火、津波による住宅と家財の損害を補償します。

火災の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火・津波	×	○
上記以外(落雷、水害、台風被害など)	○	×

Q.地震保険に加入するときの注意点は？

A.地震保険は単独では契約できません。火災保険にセットして契約することになります。火災保険の契約期間の途中で地震保険に入れられません。

Q.保険金が支払われるのは地震のときだけですか？

A.表をご参照ください。地震保険

Q.掛け金は？被害に遭ったら保険金はどれくらい支払われるの？

A.掛け金(保険料)は、建物の構造や建物の所在地(都道府県)によって異なります。建物の免震や耐震性能に応じた割引制度もあります。契約金額は、火災保険の契約金額の30〜50%の範囲内です。また、契約金額の限度額が決められており、建物で5000万円、家財で1000万円

円です。なお、店舗や事務所専用の建物は対象となりません。

保険金は損害の状況(全損、半損、一部損の3区分)に応じて契約金額の一定割合が支払われます。損害の状況は、保険会社の調査員が判定します。

Q 保険証券や身元を保証するものを紛失した場合は？

A 大丈夫です。保険契約者の名前や建物の所在地、電話番号などで本人確認を行います。地震の発生から3年間は保険金の請求ができます。東日本大震災では、どこの保険会社と契約したのか分からない場合でも、調査する体制が整っています。

Q 被害が大きい場合、すべての請求者に保険金が支払われるか心配です。

A 各損害保険会社は保険金支払いに備えて準備金を積み立てています。一定規模以上の支払保険金が生じた場合、政府が「再保険」という形で損害保険会社をバックアップする仕組みになっているので、支払いに支障を来すことはありません。



※

気象庁によると、世界で起きたマグニチュード6以上の地震の約20%が日本で起きていたとのこと。しかし、道内の地震保険の世帯加入率は2009年度現在、19.4%(共済などは含まず)と全国平均の23.0%よりも低くなっています。地震保険への加入を検討することをおすすめします。

火災保険や地震保険については、日本損害保険協会そんがいはけん相談室(☎0120・1078008)か、同北海道支部(☎011・231・3815)、または各損害保険会社へお問い合わせください。

持ち出し品を用意しよう

災害に遭つと避難場所での生活が余儀なくされることもあります。そういう場合に備えて、避難の際の「非常持ち出し品」を準備しておきましょう。

災害時に必要なものは家庭によつてさまざまです。例えば乳幼児のい

る家庭では粉ミルクやほ乳瓶、離乳食やスプーンなど、妊婦のいる家庭では脱脂綿やガーゼ、母子手帳、ビニール風呂敷など、要介護者のいる家庭ではおむつ、ティッシュ、補助具の予備、障害者手帳など。家族で話し合つて決めておきましょう。

非常持ち出し品

- ・貴重品⇨現金(10円硬貨は公衆電話の利用に便利)、預貯金通帳、印鑑、健康保険証、住民票のコピー、免許証、権利証書など。
- ・携帯ラジオ⇨小型で軽く、AMとFMの両方聞けるものがよいでしょう。予備の電池も用意を。
- ・非常食・水⇨乾パンや缶詰、アルファ米など火を使わずに食べられるものを。水はペットボトルでの用意が便利。乳幼児には粉ミルクなども忘れずに。
- ・懐中電灯⇨できれば一人に一つ用意。予備の電池と電球も。
- ・ヘルメット・防災ずきん⇨頭部のサイズにきちんと合ったものを。
- ・応急医薬品⇨ばんそうこ

う、マスク、キズ薬、消毒液、包帯、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、風邪薬、目薬など。常備薬があれば。
 ・その他の生活用品⇨下着、上着、靴下などの衣類、軍手、タオル、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、雨具、ライター(マッチ)、ビニール袋、生理用品、紙の食器、はし、缶切り、栓抜き、ろうそく、ナイフ、ホイッスル、緊急連絡先ノートなど。

※道庁総務部危機対策課のホームページも。http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/sonae/page_05.htm



ご注意ください！

震災便乗商法

東日本大震災の被災者に対する募金の温かい輪が全国に広がっています。ところがその善意に水を差すような詐欺まがいの行為や便乗商法が相次いでいます。独立行政法人国民生活センターは注意を呼び掛けてい

義援金詐欺

ます。国民生活センターによると、「行政から補助金が出るからリフォームをしないか」「屋根が壊れている。すぐに修理が必要だ」などと言って契約を迫る、便乗商法が疑われる事

東日本大震災で被害に遭われた方々への支援・相談窓口

- 生活福祉資金貸付の特例及び特別緊急小口資金貸付事業
保健福祉部福祉援護課
- 母子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当の特例
保健福祉部子ども未来推進局
- 被害にあわれた方への道税の軽減
総務部税務課
- 労働相談ホットライン
経済部雇用労政課
☎0120・81・6105
- 健康に関する相談（放射能の影響に関する相談含む）
保健福祉部健康安全局

北海道庁（代表電話011・231・4111）か、総合振興局、振興局へお問い合わせください。

（平成23年4月22日現在）

例が寄せられているとのこと。義援金詐欺が疑われるのは、役所を名乗ったり、北海道産のカニの購入をすすめ「売上金の一部を義援金にする」と電話で勧誘してきたりする事例など。

道や（社）北海道消費者協会も、震災に便乗した悪質商法や詐欺に注意を呼び掛けるとともに、生活・産業関連物資の供給に影響が見られるものの、冷静に対応するよう道民の皆さんにお願いしています。

5月は消費者月間 道庁ロビー展にぜひ！

道と（社）北海道消費者協会は、5月の消費者月間にちなみ、19、20の両日、札幌市中央区北3西6の道庁ロビーでパネル展を開催します。くらしの安全、安心をテーマとしたパネル展示や商品テストの結果などを紹介するとともに、相談コーナーも設けます。契約などで困りごとがありましたら、お立ち寄りください。



昨年のロビー展。熱心にLED電球に見入る来場者

消費者庁は今年の月間の統一テーマを「地域で広げよう 消費者の安全・安心」と決めました。食の安全・安心という消費生活の基本において消費者の信頼を裏切る事件や、高齢者が生活の基盤とする資産を狙った悪質商法の被害に遭うなど、暮らしの土台そのものを揺るがす問題が跡を絶ちません。この機会にぜひ、食品や製品の知識、悪質商法などの手口を学び、周囲の高齢者などを見守りつつ、地域のくらしの安全を図りましょう。

分割払いで強引に

買わされた布団！解約したい

Q 2週間ほど前、80歳代の母がインターホン越しにフルネームを呼ばれたのでドアを開けると、外に立っていた事業者が強引に家の中に入り込んできた。「布団の打ち直しをしたときの綿を預かっていて、保管料がかかっている。月1万円でも払って」と言われた。「打ち直しを頼んだことがないので綿が残っているはずがない」と何度言っても帰ってくれず、別の人もやって来て「綿を下取りしてあげるから布団を購入して」と長時間居座られた。

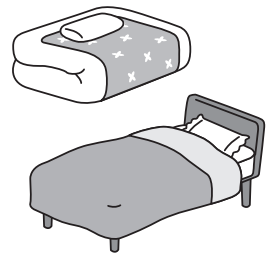
恐ろしくなり、早く帰ってほしいので仕方なく薄いベッドパッド



050-7505-0999

ドなら購入してもよいと言った、ベッドに敷いていた布団をはがし、新しい布団を勝手に敷いた。5万円を即金で支払うよう求められたが、現金がないというカードを持っていないかと聞かれた。カードもないので結局手持ちの20000円を支払い、残金を分割で払うよういわれ、契約書に署名捺印させられた。母は、布団は高額で必要ないと言っている。解約できるか。(50代、女性)

A もらった書面を確認すると、約40万円の布団を購入したことになる。約22万円値引きし、約18万円を年金支給月に3回分割で払うことになっていました。しかし、商品名や個々の金額があやふやな上、商品の引き渡し日の記載がないなど不備がありました。相談者から解約したい旨、事業者を通じて、当センターからも事業者に契約書面の不備や勧誘方法の問題点を伝え、対応を求めました。事業者は解約に応じ返金するが、すでに下取り品は手元になく返品できないため、



代替品を渡すとのことでした。相談者が了解し、事業者からの返金と代替品の引き渡しを確認して解決しました。

訪問販売で契約した場合、契約内容を明らかにした書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフが可能です。しかし、書面が交付されていない場合や、交付されていても重要事項の記載等に不備がある場合は8日間を過ぎてもクーリング・オフが可能です。また、この事例のように、販売目的の隠匿(いんとく)や長時間勧誘、このほか特定商取引法に違反する恐れのある勧誘があった場合は勧誘方法の問題点を指摘し、解約等の交渉をすることになります。

平成22年12月から改正割賦販売法が完全施行され、クレジット会社が過剰と信を防止する義務を負うなど規制が強化されました。このため自

社割賦を勧められるケースが増えています。自社割賦は2カ月以上3回以上の分割で販売業者等に直接商品代金を払うもので、*個別・*包括クレジットのようにクレジット会社による販売業者等や消費者の調査は行われません。このため販売業者等が消費者の支払い能力に見合わない契約をさせ、これにより消費者は支払い困難となり、生活に支障を来すような状況に陥る恐れがあります。布団等のほか、健康食品や住宅リフォームなどの強引な勧誘に十分注意しましょう。問題のある勧誘によって契約した場合は、最寄りの消費生活センターへ。

※個別クレジット(個別信用購入あっせん)：信販会社が消費者に対し、商品の購入ごとに信用調査を行って立て替え払いの可否を判断します。

※包括クレジット(包括信用購入あっせん)：信販会社が消費者に対し、あらかじめ信用調査を行った上でカード会員の加入の可否を判断します。可となればカード会員となり、限度額の範囲内で商品等を購入できます。

最新機器を導入！ より速く、正確に！！

道立消費生活センター
テスト部の機器紹介
vol.2

道立消費生活センターの商品テスト部は、年間200件を超える道民の皆さんからのテスト依頼を受けています。内容は食品に関する疑問や不安、衣類のトラブル、電気製品の事故や故障による不具合など、持ち込まれる事柄はさまざまです。

当センターは、一昨年の消費者庁開設に伴って設けられた地方消費者行政活性化基

金を利用し、最新の分析機器を導入しました。これによりテスト内容の幅も広がり、スピードもアップ。一層道民の皆さんの商品に対するトラブルの原因究明や疑問に応えられるように努力していきます。最近のテスト事例も交えて新しい機器類をシリーズで紹介します（第1回はNo.63に掲載）。今後も商品テスト部をご活用ください。

高速液体クロマトグラフ

食品の添加物などが分かる

一時期、消費者の食に対する不安感を募らせる食品表示の偽装、異物混入などの事故が相次ぎました。毎日口にする食品はやはり消費者にとって一番の関心事です。この機器は食品添加物の有無などを調べる際に活躍します。以前から同様の分析機器はありましたが、分析能力がいっそう高まったのはもちろん、スピードも速くなりました。

最近では消費者から魚のすり身にソルビン酸（保存料）の表示があるので有無を調べてほしいという依頼がありました。また、イチゴジャムや黒酢の糖の組成をテストしました。



食品添加物などの有無を調べる分析機器。
左の拡大部分は検体を入れる試料室

液体クロマトグラフ質量分析計

より高感度の測定が可能に

測定機器の進歩は目覚ましく、最近はこの機器で測定する方法が増えてきました。上記の高速液体クロマトグラフよりも微量な物質を測定することができます。

最近では輸入エビなどに使用されている抗菌剤をテストしました。今後はペットフードの残留農薬などもテストする予定です。



残留農薬も分かる最新型の分析機器

水銀測定装置

気になる魚介類の水銀量

日本人は魚介類を多く食べるので、魚介類に蓄積された水銀量が気になります。過剰に摂取しない限り悪影響はありませんが、バランスよく魚介類を食べるためにも水銀の量が知りたいところです。この機器は水やミルクなどの液体だけではなく、固形物も測定できます。以前から水銀を測定する機器はありましたが、専用測定装置の導入により、素早く処理できるようになりました。

今後は魚介類をはじめ、缶詰や珍味など加工食品もテストする予定です。



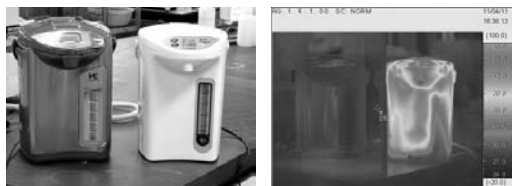
水銀測定装置で素早くチェック。右の拡大部分は検体を入れる試料室

赤外線カメラ

温度分布がひと目で分かる

テレビの情報番組で、加熱や冷却効果の場面でよく見かける機器です。このカメラで撮影すると温度の高い部分と低い部分が色分けされて映し出されます。今までのものよりも測定できる温度の幅が広く細くなったのが特徴です。また、モニター部分が本体と一体となり、かなりコンパクトになりました。

商品テスト部に持ち込まれるものには、発熱部分の特定、温度上昇変化などを調べることで問題解決につながるものが多くあります。最近のテストでは、加熱式加湿器の安全性、徳用マッチの自然発火の原因究明などで活躍しました。



2台の湯沸かしポット。右が従来型、左が省エネ型 赤外線カメラで見ると左の省エネ効果が一目瞭然



赤外線カメラで温度チェック

消費者からのテストは無料！

道立消費生活センターの商品テスト部は、道民の皆さんからのさまざまなテスト依頼を受け付けています。お気軽にご利用ください。

<テストの種類>

- ①食品の成分分析や品質分析、添加物や残留農薬の有無など
- ②繊維製品の組成鑑別や染色けんろう度など

- ③家庭機器の安全性や品質など
- ④金属製品の材質分析、鍋やプラスチック容器からの溶出試験など

※商品、分析項目によっては対応できない場合や、分析に日数がかかる場合があります。まず電話で商品テスト部（☎011・221・0110）までご相談ください。

※テストは無料ですが、テスト品の送料はご負担ください。

見学しませんか?!

北海道立消費生活センターには、食品の成分や商品の性能などを調べられる商品テスト室や、その結果を分かりやすく解説した展示室「くらしの広場」があり、随時見学を受け付けています。

平成22年度は44団体が訪れ、暮らしに役立つ知識を楽しみながら習得していました。見学のほかに、消費生活講座や衣・食の体験学習の実施も可能です。学校や福祉団体、町内会などの研修メニューに加えてみては。内容等は相談に応じます。

くらしのセミナー

当センターは平成23年度、消費生活に関する問題や話題を取り上げる無料の公開講座を年8回開催する予定です。

今年度第1回の講座は、5月18日(水)午後6時からセンター2階の「くらしの教室」で開きます。テーマは「その儲け話大丈夫ですか?」相談

申し込み、問い合わせは当センター啓発部へ。



繊維の実験に取り組む学生

事例から学ぶ対処法」。講師は当センター相談部副主任の坂井千映。申し込み、問い合わせは啓発部まで。

募集中!

(社)北海道消費者協会は、平成23年度の「消費生活リサーチ養成講座」と「通信講座消費生活スタディ」の受講生を募集しています。いずれも

教えて! ネットワーク vol. 2

Q. 「地域消費者被害防止ネットワーク」では、どんな活動をしているのですか?
A. 地域ネットワークは消費者被害の未然防止に重点を置いているので、構成団体は悪質商法の情報があれば速やかに市町村役場や警察、関係団体に連絡する体制を敷いています。日ごろより悪質な事業者の早期発見のため地域に目を光らせ、情報交換を行っています。また、啓発活動や高齢者宅の見守り活動などにも力を入れています。

道民カレッジの対象講座で、受講料は地域消費者協会会員1万5千円、会員以外の方は1万8千円、締め切りは5月末日。申し込み、問い合わせは地域の消費者協会か北海道消費者協会(☎011・221・4217)へ。

●養成講座II地域の消費生活のリサーチを養成する連続講座。今年で48回目となります。内容は衣食住や環境、経済、法律など。7月25日から10月7日までの30日間(3期制、土日除く)。場所は道立消費生活センター「くらしの教室」。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や商品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご利用ください。
<http://www.do-syouhi-c.jp/>

●通信講座II衣食住や環境、契約など、消費生活を網羅した8冊のテキストで学んだ後、翌年3月のスクーリング(参加自由)で修了します。

北海道立消費生活センター
札幌市中央区北3西7
TEL 011・221・0110
FAX 011・221・4210
当センターは(社)北海道消費者協会が指定管理業務を行っています。